

報第12号

専決処分報告について

（市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部
を改正する条例）

本市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年（2024年）3月7日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第 12 号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

本市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により
専決処分する。

令和 6 年（2024 年）3 月 1 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

新潟県柏崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の
一部を改正する条例

新潟県柏崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和
2 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 4 第 1 項第
1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年3月23日条例第5号）

改正後	改正前
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の本市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の市長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の本市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>